付　　録

工業統計調査規則

昭和26年12月28日　通商産業省令第81号
最終改正　昭和59年9月3日通商産業省令第53号

（省令の目的）

第1条　工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は，この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第2条　工業調査は，工業の実態を明らかにすることを目的とする。

（調査の期日）

第3条　工業調査は，毎年12月31日現在によって行う。

（調査の範囲）

第4条　工業調査は，統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基く日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）に掲げる大分類F―製造業に属する事業所について行う。ただし，国及び公共企業体に属する事業所を除く。

（調査の種類）

第5条　工業調査は，甲調査，乙調査及び丙調査とする。

2　甲調査は，前条の調査の範囲のうち従業者30人以上のもの（製造，加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

3　乙調査は，前条の調査の範囲のうち従業者29人以下のもの（製造，加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

4　丙調査は，前条の調査の範囲のうち本社又は本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社又は本店であるものについて行う。

（調査事項）

第6条　工業調査は，次に掲げる事項について行う。

1　事業所名
2　事業所所在地
3　本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
4　本社又は本店所在地
5　事業内容
6　他事業所の有無
7　経営組織
8　従業者数
9　常用労働者毎月末現在数合計
10　現金給与総額
11　原材料及び燃料使用額
12　原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額
13　電力使用額
14　委託生産費
15　主要原材料名
16　作業工程
17　主要製品名
18　製造品並びにくず及び廃物出荷額
19　製造品在庫額
20　加工賃及び修理料収入額
21　内国消費税額
22　有形固定資産の現在高，取得額，除却額，減価償却額及び建設仮勘定の増減
23　敷地面積及び建築面積
24　工業用水使用量

（調査票の様式）

第7条　甲調査，乙調査及び丙調査は，それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲，乙及び丙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2　通商産業大臣は，前項の様式を定めたときは告示する。

（申告義務）

第8条　第4条に規定する事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は，第5条の区分に従い，前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

（準備調査）

第9条　市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は，調査を受ける事業所を確定するため，工業調査の実施に先立って統計調査員に準備調査を行わせ，通商産業大臣が定める様式により，工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2　通商産業大臣は，前項の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法）

第10条　工業調査は，統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2　申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは，調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

第11条　削除

（調査票等の提出）

第12条　申告義務者は，調査票1部に所定の事項を記入し，記名押印して，これを市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第13条　市町村長は，市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理審査し，準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し，準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第14条　都道府県知事は，受理した準備調査名簿及び調査票を整理審査し，準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し，準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

（調査の指揮監督）

第15条　都道府県知事は，通商産業大臣の指揮監督を受けて，調査の執行をつかさどる。

2　市町村長は，通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

第16条　削除

（工業統計調査指導員及び工業統計調査員）

第17条　工業調査の事務に従事させるため，統計法第12条第1項の規定に基づき，統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）及び工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2　工業調査指導員及び工業調査員は，都道府県知事が任命する。

3　工業調査指導員は，市町村長の指揮監督を受けて，工業調査員を指導する。

4　工業調査員は，市町村長の指揮監督を受けて，工業調査に関する事務に従事する。

第18条　都道府県知事は，工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し，任務を怠りその他不都合の行為があったときは，解任することができる。

（実地調査）

第19条　統計官，統計主事その他工業統計調査に関する事務に従事する者，工業調査指導員及び工業調査員は，統計法第13条の規定により，必要な場所に立ち入り，次に掲げる調査事項について検査し，調査資料の提供を求め，又は関係者に対し質問することができる。この場合には，職務を示す証票を示さなければならない。

1　現金給与総額
2　原材料及び燃料使用額
3　原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額
4　電力使用額
5　委託生産費
6　製造品並びにくず及び廃物出荷額
7　製造品在庫額
8　加工賃及び修理料収入額
9　有形固定資産の現在高，取得額，除却額，減価償却額及び建設仮勘定の増減
10　敷地面積及び建築面積
11　工業用水使用量

（集計及び公表）

第20条　通商産業大臣は，調査票を審査集計して，集計完了の際公表する。

（調査票の使用）

第21条　通商産業大臣，都道府県知事又は市町村長は，統計法第15条第2項の規定により，調査票を次に掲げる調査事項に限って，事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1　事業所名
2　事業所所在地
3　本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
4　本社又は本店所在地
5　経営組織
6　従業者数
7　主要製品名

2　都道府県知事又は市町村長は，統計法第15条第2項の規定により，調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

（調査票等の保存期間）

第22条　市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は，2年とし，通商産業大臣の保存する準備調査名簿，調査票及び集計表の保存期間は，3年とする。

2　調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は，5年とする。

附　則（抄）

2　昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という）は，廃止する。

3　旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は，それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし，その保存については，なお従前の例による。

4　この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

5　従業者3人以下の事業所について昭和59年12月31日現在において行う乙調査は，第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず，附則別表に掲げる業種について行う。

附則別表

業　　種	業　種　の　範　囲
ねん糸製造業	統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号。以下日本標準産業分類という。）に掲げる小分類203―ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類204―織物業
メリヤス製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類205―メリヤス製造業
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類231―家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類233―建具製造業
ゴム製・プラスチック製はきもの・同付属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282―ゴム製・プラスチック製はきもの・同付属品製造業
なめしかわ・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類291―なめしかわ製造業，小分類292―工業用かわ製品製造業，小分類293―かわ製はきもの用材料・同付属品製造業，小分類294―かわ製はきもの製造業，小分類295―かわ製手袋製造業，小分類296―かばん製造業，小分類297―袋物製造業，小分類298―毛皮製造業，小分類299―その他のなめしかわ製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類304―陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類332―洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

（本規則は，昭和59年工業統計調査に適用されたものであり，現行の規則とは異なる。）

59

○市区町村番号	◉基本調査区番号	◉工業調査事業所番号

昭和59年工業統計調査

秘

指定統計第10号

工業調査票甲

（従業者30人以上の事業所用）

※票番	※産業分類

59

★★★★ 黒のインキ又はボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。

記入にあたっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は、一万円未満は四捨五入して、「万円」まで記入してください。

この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。

◉欄は調査員又は市区町村、○欄は市区町村、◎欄は都道府県、※欄は通商産業省で記入します。

★★ この調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

★ この調査票は、調査員に一部提出してください。

1 事業所の名称及び所在地 電話（　　）　局　番

（ふりがな）

都道府県　市区郡　区町村　丁目　番地　番号

2 本社又は本店の名称及び所在地 電話（　　）　局　番

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は，同上と記入してください。

都道府県　市区郡　区町村　丁目　番地　番号

3 他事業所の有無

あてはまる番号一つに○をつけてください。

1 工場が一つで，本社・本店は工場と同じ場所にある。
2 工場が一つで，本社・本店は工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある。（上記1，2以外）

4 経営組織

あてはまる番号一つに○をつけてください。

1 会社（株式，有限，合資，合名）
2 組合・その他の法人
3 個人

5 資本金額又は出資金額（会社に限る。）

昭和59年末現在払込みずみの資本の額又は出資の額を記入してください。

千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

6 従業者数（年末現在）

		男	女	計
常用労働者	生産労働者			
	管理，事務，技術労働者			
個人事業主及び無給家族従業者				
合計				

7 常用労働者毎月末現在数の合計　1月から12月までの合計

8 現金給与総額（年間）　金額　千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

常用労働者に対する基本給，諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額	生産労働者	
	管理，事務，技術労働者	
その他の給与額　常用労働者に対する退職金又は解雇予告手当と，常用労働者に含まれない臨時，日雇の者に対する給与など		
合計		

9 原材料，燃料，電力の使用額及び委託生産費（年間）　金額　兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

原材料使用額　主要原材料，補助材料，購入部分品，容器，包装材料，工場維持用の材料，消耗品などで実際に使用した総使用額。	
燃料使用額　石油，ガス，石炭など（貨物運搬用及び暖房用の燃料を含む。）	
電力使用額　電灯用を含みます。	
委託生産費（外注加工費）　原材料又はこの事業所の製品を他に支給して製造，加工を委託した場合，これに支払った加工賃と支払うべき加工賃。	
合計	

17 工業用地及び工業用水

ア 事業所敷地面積及び建築面積（年末現在）

（貸借を含む。）（単位平方メートル）

区分	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
1敷地面積								
2建築面積								
3延べ建築面積								

◎ア　◎イ

イ 用地の取得面積（年間）（単位平方メートル）

区分	百万	十万	万	千	百	十	一
1 田畑							
2 宅地（休業工場跡を含む。）							
3 山林，原野							
4 埋立地（埋立予定地を含む。）							
5 その他（塩田，河川敷，その他）							
6 合計							

10 有形固定資産

	土地	有形固定資産計（土地を除く。）	建物，構築物（土木設備，建物付属設備を含む。）	機械，装置（付属設備を含む。）	船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等
	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円
年初現在高			× × × × × × × ×	× × × × × × × ×	× × × × × × × ×
取得額（年間）					
除却額（年間）			建設仮勘定の増（年間）千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	建設仮勘定の減（年間）千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	
減価償却額（年間）	× × × × × × × ×				

11 製造品在庫額，半製品，仕掛品の価額及び原材料，燃料の在庫額

（1）事業所の所有するものについて記入してください。
（2）原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含め，他から支給された原材料による受託加工品と仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。
（3）金額は総帳簿額によってください。

区分	製造品	半製品及び仕掛品	原材料及び燃料	合計
	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円
年初				
年末				

12 製造品の出荷額，在庫額等

	番号	製造品名	数量単位名	ア 品目別製造品出荷額（年間）数量	金額	イ 品目別製造品在庫額（年末現在）数量	金額
※							

千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

製造品出荷額計 ☆　　製造品在庫額計

ウ 加工賃収入額（年間）

	番号	賃加工品名	金額
※			

千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円

加工賃収入額計 ☆

エ 修理料収入額（年間）（修理した品物の名称を記入してください。）　☆

13 12のア，ウ，エの合計金額　110000　☆印合計

14 内国消費税額（年間）　12項 ア 品目別製造品出荷額の金額に含まれている物品税，酒税，トランプ類税，砂糖消費税，揮発油税，地方道路税の税額の合計　120000

15 主要原材料名

ア 購入したもの（同じ企業の他の事業所から受け入れたものも含めてください。）

イ 他から支給されたもの（無償）

16 作業工程　12項 製造品の出荷額，在庫額等に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。

17 工業用地及び工業用水（つづき）

ウ 1日当り水源別用水量（単位立方メートル）

区分		淡水 百万 十万 万 千 百 十 一
公共水道	1 工業用水道	
	2 上水道	
3 地表水・伏流水		
4 井戸水		
5 その他の淡水		
6 回収水		
7 合計		

エ 1日当り用途別用水量（単位立方メートル）

区分	淡水 百万 十万 万 千 百 十 一	海水 百万 十万 万 千 百 十 一
1 ボイラ用水		× × × × × × ×
2 原料用水		
3 製品処理用水と洗じょう用水		
4 冷却用水		
5 温調用水		
6 その他（飲料水，雑用水を含む。）		
7 合計		

本票の内容について回答できる人の職・氏名

申告者の記名と押印　㊞

備考

通商産業省

記入注意

一般注意
(1) 調査期間が年間となっている事項については，昭和59年1月1日から12月31日までの事実について記入してください。しかし，毎月の帳簿締切日（例えば25日）がきまっている事業所では，昭和59年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の事実について記入しても差し支えありません。
(2) 調査票には，黒のインキ又はボールペンを用い，楷書ではっきり記入してください。カーボンペーパーやタイプライターによって記入しても結構です。
(3) 数字は，1，2，3のような算用数字で記入してください。
(4) 記入すべき金額，数量のない項目は，何も記入しないでください。
(5) 金額の欄は「千円」の位で四捨五入して「万円」まで記入してください。

個別事項

1 事業所の名称及び所在地

「事業所の名称」には，商号，その他営業上用いている**正式の名称**を記入してください。定まった名称のない場合は，**事業主の氏名**を記入してください。

4 経営組織

「組合」とは，**法人格をもった組合**をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めてください。

6 従業者数

(1) 「**常用労働者**」とは，次のうちいずれかの従業者をいいます。
(ア) 期間をきめず，又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。
(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち，その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
(ウ) 重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
(エ) 事業主の家族で，その事業所に働いている者のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
なお，常用労働者については「生産労働者」と「管理，事務，技術労働者」に区別してください。
(2) 「**生産労働者**」とは生産物の生産される現場（補助部門を含む。）において，生産業務，その記録業務，これら業務と密接な関連のある業務に従事する労働者をいいます。作業に従事しない職長，組長などの監督的労働者は除かれます。
(3) 「**管理，事務，技術労働者**」とは，管理，経理，営業，人事，福利，厚生，研究などの部門に働く労働者（単純作業に従事する者を含む。）をいい，常時業務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理，事務，技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。
(4) 「**個人事業主及び無給家族従業者**」とは，業務に従事している個人事業主と，その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって，実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含めないでください。

7 常用労働者毎月末現在数の合計

「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。個人事業主や無給家族従業者を含めないでください。

8 現金給与総額

(1) 所得税，保険料，組合費などを差し引かない，いわゆる**税込みの金額**を記入してください。
(2) 「**常用労働者に対する基本給，諸手当**」とは，労働契約，団体協約，給与規則などによって，あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか，家族手当，超過勤務手当，通勤手当，休業手当などを含んだものです。
(3) 「**特別に支払われた給与**」とは，常用労働者に対して，一時的な理由により，特別に支払われた結婚手当，期末賞与などをいいます。
(4) 「**その他の給与額**」とは，常用労働者以外の従業者（日雇・臨時従業者）に対するすべての現金給与及び常用労働者に対する退職金，解雇予告手当などをいいます。

9 原材料，燃料，電力の使用額及び委託生産費

(1) 「**原材料使用額**」
(ア) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料（購入した水を含む。）及び工場管理のための材料，備品，消耗品などのうち，実際に使用した総使用額をいいます。
(イ) 原材料を使用して中間製品を作り，さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は，はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
(ウ) 同じ企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業，林業，水産業，鉱業活動によって自家取得したものの使用額も市価に換算して記入してください。
(エ) 燃料として使用されるものでも，原材料として使用された場合，例えばコークス製造用の石炭，ゴム溶剤に用いられた石油などは，原材料使用額に含めてください。
(2) 「**燃料使用額**」には，暖房用も含みます。なお，同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所の使用した石炭，石油などの使用額は，製造品出荷額等のもっとも多かった事業所にまとめて記入してください。
(3) 「**電力使用額**」には，工場の電灯用も含みます。なお，自家発電によるものは除きます。
(4) 「**委託生産費**」とは，原材料又は製品を他の事業所に支給して，製造加工を委託した場合の**加工賃**をいいます。

10 有形固定資産

事業所の所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む。）を**帳簿価額**によって記入してください。

(1) 「**年初現在高**」には，「土地」と「土地を除く有形固定資産（建物，構築物，機械，装置，船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等）」の両方を，それぞれ記入してください。
(2) 「**取得額**」
(ア) 購入，建設，自家製作，同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ，建設仮勘定からの振替えを，取得の際の帳簿価額又は振替えの際の評価額で記入してください。
(イ) 増改築，改造，増設などによって，既存の資産の帳簿価額が増加した場合は，その増加額を記入してください。ただし，資産再評価による固定資産の増加は記入しないでください。
(3) 「**除却額**」には，売却，撤去，同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「有形固定資産計（土地を除く。）」に区分して記入してください。
(4) 「**減価償却額**」には，減価償却費として，有形固定資産勘定から控除した金額又は，減価償却引当金として計上された金額を記入してください。
(5) 「**建物，構築物**」
(ア) 建物には，工場，事務所のほか，事業所の固定資産台帳に含まれている社宅，その他経営付属物（構外のものも含む。）並びに付属設備を含めてください。
(イ) 構築物には，ドック，橋，岸壁，さん橋，軌道，貯水池，坑道，煙突，その他土地に定着する土木設備，工作物，舗道，駐車場など，減価償却の対象となるものを含めてください。
(6) 「**建設仮勘定**」を設定している事業所は，借方に加えられた金額を「増」に，この勘定から有形固定資産勘定又は他の勘定に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。

11 製造品在庫額，半製品，仕掛品の価額及び原材料，燃料の在庫額

(1) 年末の「製造品在庫額」は「12 製造品の出荷額，在庫額等」の「イ 品目別製造品在庫額」の計と一致します。
(2) 「**在庫額**」には，**事業所が所有するもの**を記入し，下請賃加工のために，他から支給された原材料及び下請賃加工した製造品は含めないでください。
(3) 金額は**帳簿価額**によって記入してください。それが難しいときは見積り市価によってください。

12 製造品の出荷額，在庫額等

(1) 「製造品」には，副産物，製造工程から出たくず，廃物も含めてください。
(2) 「製造品名」，「貨加工品名」，「番号」，「数量単位名」などの記入にあたっては，調査票と同時に配った「**商品分類表**」**によって**記入してください。
(3) 「**ア 品目別製造品出荷額**」
(ア) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもの，原材料又は製造品を他の事業所に支給して製造，加工させて出荷した製造品も含まれます。
(イ) 同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が，他に余剰電力を販売した場合は，この販売電力を製造品出荷額等のもっとも多かった事業所の出荷額に記入してください。
(ウ) 内国消費税を課せられたものは，その税額を含めた金額を工場出荷価額とし，また，割引，値引きされたものは，その分を差し引いた販売実価によってください。
(エ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもの，市価によって出荷額を記入してください。
(4) 「**イ 品目別製造品在庫額**」には，半製品及び仕掛品は含めないでください。
(5) 「**ウ 加工賃収入額**」には，他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して59年中に引き渡したものに対して受け取る加工賃を記入してください。
(注) この調査において賃加工というのは，他の事業所から支給された主要原材料によって製造し，あるいは他の事業所の所有する製品，半製品に加工処理を加え，これによって加工賃を受け取る場合に限ります。したがって，普通に加工業と呼ばれる業種に属する事業所でも，自己の所有する原材料や製品に加工する場合は，この事業所の「製造品」となりますから，これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。
(6) 「**エ 修理料収入額**」には，他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。ただし，船舶，鉄道車両の修理，航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどは，「修理」としないで，自己所有の原材料によって修理をした場合は，「品目別製造品出荷額」に記入し，他から原材料の支給を受けた場合は，「加工賃収入額」に記入してください。
(7) 調査票欄に書きつくせないときは**補助紙**を用いてください。この際，調査票には「以下別紙」と記入するとともに，補助紙には必ず事業所名を記入してください。ただし，補助紙を用いた場合でも合計数字は調査票の「製造品出荷額計」又は「製造品在庫額計」欄に記入してください。

14 内国消費税額

「品目別製造品出荷額」の金額に含まれている物品税，酒税，トランプ類税，砂糖消費税，揮発油税，地方道路税の税額の合計を記入してください。

15 主要原材料名

購入又は支給された原材料名のうち，**主なもの**を記入してください。購入した原材料を使用して中間製品を作り，さらにこの中間製品を原材料として製品を作ることがありますが，この場合は最初に購入した原材料名を記入してください。

16 作業工程

製造品の出荷額，在庫額等に記入した製造品及び貨加工品のうち，**主なもの**について，この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種以上の製法のある製造品については，そのうちどの方法によっているか，また，機械によっているか，手作業によっているか，要点を明確に記入してください。

17 工業用地及び工業用水

(1) 「**ア 事業所敷地面積及び建築面積**」
(ア) **事業所敷地面積**には，事業所で使用（貸借を含む。）している敷地の全面積を記入してください。ただし，鉱区，住宅，寄宿舎，グランド，倉庫，その他福利厚生施設などに使用している敷地が，生産設備などのある敷地と，道路（公道），へい，さくなどにより，明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が，何らかの方法で区別できる場合は除いてください。なお，事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めてください。
(イ) **事業所の建築面積**には，事業所敷地内にある，すべての建築物の面積の合計を記入してください。
(2) 「**イ 用地の取得面積**」
(ア) 取得面積には，工業用地として本年中に買入契約を締結したものすべてを記入してください。
(イ) 公有水面の埋立の免許を受けた場合は，その許可をもって買入契約とし，許可面積が取得面積となります。
(ウ) 「**工業用水**」とは，事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水，雑用水を含む。）をいいます。
(エ) 「**1日当りの用水量**」とは，1月1日から12月31日までの1年間に，この事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
(5) 「**ウ 1日当り水源別用水量**」
(ア) 「**公共水道**」には，都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
(イ) 「**工業用水道**」とは，飲用に適さない工業用水を供給するものです。
(ウ) 「**地表水・伏流水**」には，河川，湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）の量と，河川敷又は旧河川敷内において集水埋きょによって取水する水（伏流水）の量の合計を記入してください。
(エ) 「**井戸水**」には，浅井戸，深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。
(オ) 「**その他の淡水**」には，上記のいずれにも属さないで，「回収水」以外のもの，例えば，農業用水路から取水する水，他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
(カ) 「**回収水**」には，この事業所内で一度使用した水を，冷却塔，灰水池，沈でん池，循環装置などの回収装置を通して回収使用する水の量及び上記の回収水の施設を通さずに循環して使用している水の量を記入してください。
(6) 「**エ 1日当り用途別用水量**」
(ア) 「**ボイラ用水**」とは，ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。
(イ) 「**原料用水**」とは，製品の製造過程において，原料としてそのまま用いられる水，あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
(ウ) 「**製品処理用水**」とは，原料，半製品，製品などの浸漬溶解など，物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば，パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶解水，ビスコース製造工程におけるか性ソーダの溶解用水，染色用水などがこれです。「**洗じょう用水**」とは，工場設備，又は製品の洗じょう用に供される水をいいます。
(エ) 「**冷却用水**」とは，工場の設備又は原料，半製品，製品などの冷却用に使用される水をいいます。
(オ) 「**温調用水**」とは，工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。
(カ) 「**その他**」とは，上記のいずれにも属さない用水，例えば，工場内での従業者の飲用水，雑用水をいいます。

備考欄

(1) 「**休業中**」，「**操業開始後未出荷**」の事業所は，その旨をこの欄に記入してください。
(2) **借用の土地又は設備**であるため，「10 有形固定資産」の欄に記入がない場合，及びその他すべての項目について**前年に比して著しく過大な数値，過小な数値**がある場合には，その理由をこの欄に記入してください。

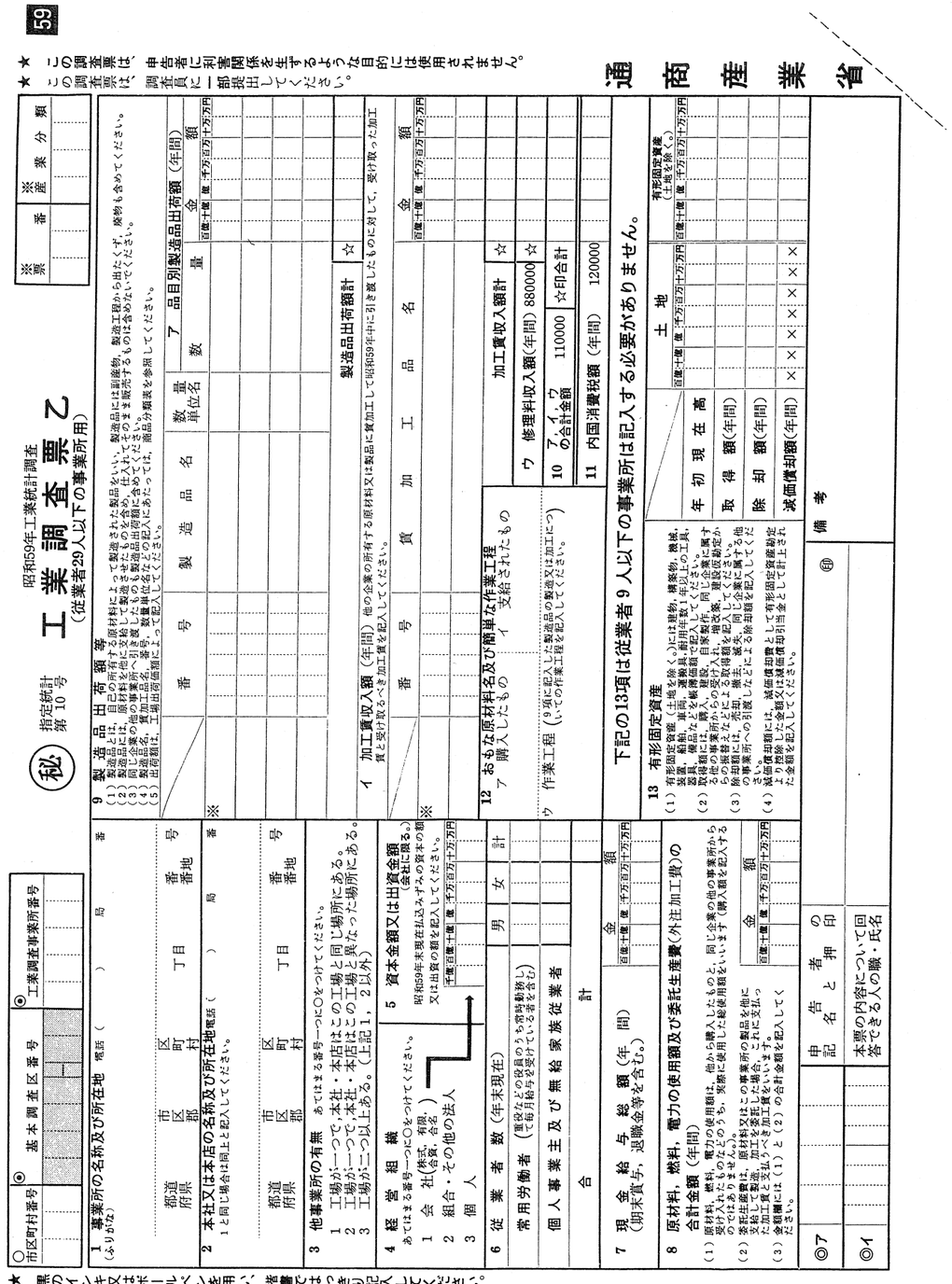

工業統計表公表物一覧

昭和58年	工業統計表	発行所	発行
	産業編	大蔵省印刷局	昭和60年5月
	品目編	〃	昭和60年6月
	用地・用水編	〃	昭和60年7月
	市町村編	(財)通商産業調査会	昭和60年6月
	工業地区編	〃	昭和60年7月
	企業編	大蔵省印刷局	昭和60年9月
昭和59年	工業統計速報	(財)通商産業調査会	昭和60年12月
昭和59年	工業統計表		
	産業編	大蔵省印刷局	昭和61年5月
	品目編	〃	昭和61年6月
	用地・用水編	〃	昭和61年6月予定
	市町村編	(財)通商産業調査会	昭和61年6月 〃
	工業地区編	〃	昭和61年7月 〃
	企業編	大蔵省印刷局	昭和61年10月 〃
昭和58年	工業統計詳細情報	(財)通商産業調査会	昭和60年8月
昭和59年	〃	〃	昭和61年7月予定

昭和54年3月16日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記録したものを紙面または映像面に表示し，これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設けられました。

これに伴い，昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち，都道府県別，市区町村別の詳細情報を公表（マイクロフイルムに記録したものをマイクロリーダーで表示）しています。

昭和58年詳細情報として公表している表は以下のとおりです。

1　都道府県別・産業細分類別表
2　都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
3　市区町村別・産業中分類別表（従業者4人以上）

（公表項目は次ページ参照）

1・2，都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業者規模

(金額単位：万円)　頁

事業所数	従業者数(12月末現在) 常用労働者 男(人)	女(人)	常用労働者(管理・事務) 男(人)	女(人)	個人事業主及び家族従業者 男(人)	女(人)	合計(人)	延常用労働者※(人)	内国消費税額

製造品出荷額等 製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額	くず廃物の出荷額	その他の収入額	合計	現金給与総額 常用労働者※	常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与※	合計

原材料使用額等 原材料使用額※	燃料使用額※	購入電力使用額※	委託生産費※	合計	有形固定資産額(9人以下を除く) 年初現在高 土地	土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※	(機械及び装置)※	(その他)※

有形固定資産額(9人以下を除く) 除却額 土地	土地以外のもの	減価償却額	建設仮勘定※ 増加額	減少額	土地取得額	取得額(新規) 土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※	(機械及び装置)※	(その他)※

有形固定資産額(9人以下を除く) 取得額(中古) 土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※	(機械及び装置)※	(その他)※	在庫額※ 年初在庫額 製造品	半製品及び仕掛品	原材料及び燃料	合計	年末在庫額 製造品	半製品及び仕掛品

在庫額※ 年末在庫額 原材料及び燃料	合計	年初在庫額(従業者29人以下)	年末在庫額(従業者29人以下)	事業所敷地面積(㎡)	事業所建築面積(㎡)	事業所延建築面積(㎡)	用地取得面積(㎡) 田	畑	宅地	山林・原野

用地取得面積(㎡) 埋立地	その他	合計	水源別用水量(㎥/日) 公共水道 工業用水道	上水道	淡水 地表水・伏流水	井戸水	その他	回収水	合計

用途別用水量(㎥/日) 淡水 ボイラー用水	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水	その他	海水 原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水

用途別用水量 海水 その他	合計	生産額	付加価値額	粗付加価値額	有形固定資産投資総額(9人以下を除く)	有形固定資産年末現在高(9人以下を除く)	付加価値率(%)	現金給与率(%)	原材料率(%)

分配率(%)	従業者1人当り 現金給与総額	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生産額(除内国消費税額)	付加価値額	粗付加価値額	1事業所当り 従業者数(人)	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生産額(除内国消費税額)	付加価値額

3．市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

(金額単位：万円)　頁

都道府県	市区町村	産業分類

事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(円)	原材料使用額等	製造品出荷額等 製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額

製造品出荷額等 くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合計	内国消費税額	生産額	付加価値額	粗付加価値額

都道府県	市区町村	産業分類

事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(円)	原材料使用額等	製造品出荷額等 製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額

製造品出荷額等 くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合計	内国消費税額	生産額	付加価値額	粗付加価値額

昭和59年

工業統計表　品目編

昭和61年5月31日　印刷
昭和61年6月10日　発行

編集者　通商産業大臣官房調査統計部
東京都千代田区霞が関1－3－1
電話　03(501)1511

印刷　大蔵省印刷局
東京都港区虎ノ門2－2－4
電話　03(582)4411